

計画策定年度	平成26年度
計画主体	近江八幡市 東近江市 蒲生郡日野町 蒲生郡竜王町
計画変更年月日	平成28年12月1日

東近江地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 近江八幡市産業経済部農業振興課
所在地 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
電話番号 0748-36-5514
FAX番号 0748-32-5032
メールアドレス 0011002@city.omihachiman.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名 東近江市産業振興部林業振興課
所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
電話番号 0748-24-5623
FAX番号 0748-24-8291
メールアドレス ringyou@city.higashiomi.shiga.jp

〈連絡先〉

担当部署名 日野町農林課
所在地 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
電話番号 0748-52-6563
FAX番号 0748-52-2043
メールアドレス nourin@town.shiga-hino.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名 竜王町農業振興課
所在地 滋賀県蒲生郡竜王町小口3番地
電話番号 0748-58-3706
FAX番号 0748-58-3730
メールアドレス dream@town.ryuoh.shiga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・アライグマ・カニクイアライグマ(以下アライグマに含める)・カラス・カワウ
計画期間	平成26年度 ~ 平成28年度
対象地域	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成24年度)

地域	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
東近江地域	イノシシ	水稲・麦・大豆・野菜・その他	14,992千円 18.88ha
	ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜・その他	2,429千円 2.64ha
	ニホンザル	水稲・麦・大豆・野菜・その他	10,293千円 4.28ha
	ハクビシン	果樹・野菜・その他	118千円 0.01ha
	アライグマ		
	カラス	水稲・麦・大豆・野菜・その他	300千円 子牛 3頭
	カワウ	魚類	99,343千円 5漁業組合
	計		

地域	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
近江八幡市	イノシシ	水稲	517千円 0.52ha
		豆類	50千円 0.11ha
		麦類	若干 若干
		野菜	若干 若干
	ニホンジカ ニホンザル カラス アライグマ ハクビシン	水稲	若干
		豆類	
		麦類	
カワウ	野菜		
	果樹		
	魚類	94,919千円 2漁業協同組合	
	イノシシ	水稲	2,287千円 1.87ha
		麦類	433千円 0.44ha
		野菜	75千円 0.21ha
	ニホンジカ	水稲	1,311千円 1.81ha
		豆類	31千円 0.13ha
		麦類	117千円 0.20ha

東 近 江 市	ニホンザル	豆 類	27千円	0.11ha
		麦 類	49千円	0.14ha
		野 菜	1,100千円	0.96ha
		果 樹	320千円	0.06ha
カラス	野 菜	豆 類	若干	
		野 菜	若干	
		畜 産	300千円	子牛 3頭
		畜 産		
ハクビシン アライグマ	野 菜	野 菜	118千円	0.01ha
		野 菜		
		野 菜		
		野 菜		
カワウ	魚 類	魚 類	4,424千円	3漁業協同組合
		魚 類		
		魚 類		
		魚 類		
日 野 町	イノシシ	水 稻	9,106千円	8.93ha
		水 稻		
	ニホンジカ	水 稻	440千円	0.44ha
		野 菜	470千円	0.03ha
		果 樹	60千円	0.03ha
		果 樹		
	ニホンザル	水 稻	233千円	0.20ha
		豆 類	542千円	1.04ha
		麦 類	40千円	0.16ha
		野 菜	7,463千円	1.45ha
ハクビシン アライグマ	果 樹	519千円	0.16ha	
	野 菜	若干	若干	
	果 樹	若干	若干	
	果 樹			
カワウ	魚 類	若干	若干	
	魚 類			
	魚 類			
	魚 類			
竜 王 町	イノシシ	水 稻	2,524千円	6.80ha
		水 稻		
	ニホンジカ	水 稻	若干	若干
		豆 類		
	ニホンザル	水 稻	若干	若干
		麦 類		
カラス	野 菜	若干	若干	
	野 菜			
ハクビシン アライグマ	野 菜	若干	若干	
	果 樹	若干	若干	

(2) 被害の傾向

イノシシ

イノシシは、鈴鹿山系山間、山麓地区だけでなく比較的標高の低い布引山系周辺と雪野山、箕作山、織山、八幡山、長命寺山等の平野部の孤立山塊や、日野町や竜王町の里山において生息数が増加してきており、水稻や小麦、大豆、果樹、家庭菜園等の被害が増加してきている。さらに、日野川や愛知川、佐久良川、白鳥川等を経路として生息域が広がり、河川沿いの地区において農作物に被害が増加してきている。

また、上記周辺の民家敷地にも出没しており人的被害の危険性が高まってきている。さらに、通年にわたり自生する植物の球根や土中の生物などを捕食するため、水田基盤や法面の崩壊等農業施設の被害や生活環境被害も発生している。

ニホンザル

ニホンザルは、鈴鹿山系の山間、山麓部において、通年水稻や果樹、小麦、家庭菜園の野菜等に被害を与えている。また、家屋侵入等への生活面での被害も発生しているが、恒久柵や住民主体の追い払い活動による行動域の変化が見受けられる地域もある。

しかし、特定の群の個体数の大幅な増加がみられるとともに行動域の拡大傾向も目立ってきており被害は増加傾向にある。

また、近江八幡市や竜王町、東近江市の平野部では、群から離れて行動するニホンザルが出没し、民家付近の野菜・果樹等の被害を与えている。

ニホンジカ

ニホンジカについては毎年相当数を捕獲しているにも関わらず個体数調整の成果が見えてこない。東近江市や日野町の鈴鹿山系の山間部においては杉や桧などの人工林被害及び山地の自然植生に対する多大な影響も現れている。鈴鹿山麓部、綿向山及び布引山系の周辺においては、水稻や小麦、そば、大豆、茶や家庭菜園の野菜等に被害を与えている。圏域南部の竜王町では、水稻・果樹等にも被害発生している。

また、道路への飛び出しによる交通事故も後をたたない。さらに、箕作山、雪野山、長命寺山など以前はニホンジカが生息していなかった地域でも、捕獲や目撃が相次いでおり今後生息域の拡大に伴い被害が拡大する可能性がある。

ハクビシン・アライグマ

ハクビシンやアライグマは、ほぼ地域全域の民家近くの野菜や果樹等の農作物被害に加えて、家屋被害等を与えており、徐々に被害が増加する傾向にある。日野町では、必佐地区で被害が多発している。

カワウ

琵琶湖におけるカワウについては、東近江市および近江八幡市の漁場に隣接する伊崎半島に県下有数の大きな営巣地があり、琵琶湖および愛知川流域において、アユやホンモロコ等魚類の食害が深刻である。日野町では溜池に営巣地がありフナ等魚類の食害がある。

カラス

カラス等は、全市町で水稻・麦・果樹・野菜等に被害を与えている。東近江市では子牛への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

地域	指 標	現状値 (平成24年度)		目標値 (平成28年度)	
		被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
東近江地域	イノシシ	14,992千円	18.88ha	4,873千円	5.46ha
	ニホンジカ	2,429千円	2.64ha	1,639千円	1.35ha
	ニホンザル	10,293千円	5.72ha	7,157千円	2.91ha
	ハクビシン アライグマ	118千円	0.01ha	50千円	0.01ha
	カワウ	99,343千円	5漁業組合	69,539千円	5漁業組合
	カラス	300千円	-	100千円	-
近江八幡市	イノシシ	567千円	0.63ha	396千円	0.43ha
	ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン アライグマ	若干	若干	若干	若干
	カワウ	94,919千円	市内2漁業組合	66,443千円	市内2漁業組合
東近江市	イノシシ	2,795千円	2.52ha	1,000千円	1.00ha
	ニホンジカ	1,459千円	2.14ha	960千円	1.00ha
	ニホンザル	1,496千円	1.27ha	1,000千円	0.80ha
	ハクビシン アライグマ	118千円	0.01ha	50千円	0.005ha
	カワウ	4,424千円	市内3漁業組合	3,096千円	市内3漁業組合
	カラス	300千円	-	100千円	-
日野町	イノシシ	9,106千円	8.93ha	3,017千円	3.03ha
	ニホンジカ	970千円	0.50ha	679千円	0.35ha
	ニホンザル	8,797千円	4.45ha	6,157千円	2.11ha
	ハクビシン アライグマ	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
竜王町	イノシシ	2,524千円	6.80ha	460千円	1.00ha
	ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ カラス	若干	若干	若干	若干

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課 題
東近江地域	捕獲に関する取り組み	各市町により対応している。	市町をまたがる山地での捕獲に関しては関係市町が協力して実施する必要がある。 カワウの営巣地の対策についても所在市だけでなく広域的な対応が必要である。
	防護柵の設置等に関する取り組み	市町ごとに農地周辺に侵入防止柵を設置している。 山地周辺には緩衝帯を整備している地区も多数ある。	山地周辺や河川沿いでの侵入防止柵の整備がすすむにつれて生息域の拡散が見られるため、山地横断道路での対策や河川内の対策が必要となってきた。
近江八幡市	捕獲に関する取り組み	地元猟友会に捕獲を委託している銃器・わなを活用して捕獲を推進 狩猟免許取得を推進 捕獲数は、イノシシ59頭/年(H22～H24平均)となっている。	被害生息地が拡大しており、捕獲者の養成が必要である。 また、新規狩猟免許取得者の技術の向上を図る必要がある。 外来獣の生息域が市街地にまで拡大しているため、農家や集落、自治会への啓発をすすめる必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。 緩衝帯についても整備を推進している。 平成24年度末の整備延長距離は金属柵約14km(補助事業)となっている。	獣害に対する意識と取り組みに地域差があるため、積極的に情報提供に努めていく必要がある。 侵入防止柵の維持管理に関する指導と啓発の必要がある。また、同時に里山の管理や緩衝帯の設置に努める必要がある。 地域や山系全体で対策をすすめるといった広域的な対策をすすめる必要がある。
東近江市	捕獲に関する取り組み	市内猟友会会員で組織する実施隊(捕獲隊)により銃器及びわなを使用し捕獲をすすめている。 捕獲数は、ニホンジカ1,168頭/年、イノシシ324頭/年(H22～H24平均)となっている。 外来獣については被害発生に応じて捕獲を実施している。 カワウについては、河川での漁業被害を軽減するため必要に応じ銃器による捕獲を実施している。	ハンターの減少による捕獲数低下を防ぐために捕獲者の養成が必要である。 捕獲個体の有効利用と適正処分を図る必要がある。 外来獣の市内全域への拡散が見られることから住民への情報提供と啓発が必要である。 カワウ対策については追い払い活動を活性化させる必要がある。

東近江市	防護柵の設置等に関する取り組み	<p>山間山麓の農地周辺に設置している侵入防止柵については、各地区との連続性を持たせるため地区間調整のもとに補助制度により設置している。</p> <p>また、可能な限り緩衝帯と侵入防止柵のセットでの設置に努めている。</p> <p>平成24年度末の整備延長距離は金属柵128km、サル対策用電気柵12kmとなっている。</p> <p>緩衝帯を発展させた里山の面的整備に取り組んでおり50ha(～H25)程度整備済みとなっている。</p>	<p>一部を除き侵入防止柵の整備は完成しつつあるが、河川沿いに被害の拡散が見られることから新たな要整備地区も出てきている。</p> <p>侵入防止柵設備済み地区では、柵と併せて緩衝帯の整備を継続する等の維持管理作業の重要性を啓発していく必要がある。</p>
日野町	捕獲に関する取り組み	<p>地元猟友会の協力により銃器による捕獲、また、被害集落においてわなによる捕獲をすすめている。</p> <p>捕獲数は、ニホンジカ352頭/年、イノシシ53頭/年、ニホンザル71頭/年(H22～H24平均)となっている。</p> <p>狩猟免許取得を推進し捕獲者の養成をすすめている。</p> <p>ニホンジカについては、解体処理施設により食肉加工し有効利用が図られるようすすめている。</p>	<p>ハンターの減少に伴う捕獲数の低下を防ぐために集落農業者等の狩猟免許取得による捕獲者の確保をすすめる必要がある。</p> <p>外来獣の拡散が見られることから、集落農業者等への啓発や情報提供が必要である。</p> <p>カワウの営巣地対策と追い払い活動が必要である。</p>
	防護柵の設置等に関する取り組み	<p>各集落単位に侵入防止柵を整備するとともに集落の主体的な維持管理をすすめている。</p> <p>平成24年度末の整備延長距離は金属柵198kmとなっている。</p> <p>モデル地区において、追い払い、未収穫物による誘因除去、緩衝帯整備による生息環境管理等といった総合的な対策をすすめている。</p>	<p>侵入防止柵のほか、里山管理や緩衝帯の設置等による生息環境の整備、また、追い払いや未収穫物の除去などを組み合わせた総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>また、侵入防止柵のメンテナンスや緩衝帯の維持管理については、啓発による意思高揚によって適正管理をすすめる必要がある。</p>
竜王町	捕獲に関する取り組み	<p>地元猟友会に委託して銃器、わなにより捕獲をすすめている。</p> <p>捕獲数は、イノシシ50頭/年、カラス100羽/年(H22～H24平均)となっている。</p> <p>外来獣については被害発生に応じて捕獲を実施している。</p>	<p>狩猟免許取得者を養成しハンターの減少による捕獲数の低下を補う必要がある。</p> <p>捕獲個体の有効利用を図る必要がある。</p> <p>外来獣の生息域が拡大しているため、農家や集落への啓発をすすめる必要がある。</p>
	防護柵の設置等に関する取り組み	<p>各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。</p> <p>緩衝帯についても整備を推進している。</p> <p>平成24年度末の整備延長距離は金属柵13kmとなっている。</p>	<p>獣害対策に対する取り組みに地域差があるため、学習活動や啓発をすすめる必要がある。</p> <p>侵入防止柵の維持管理に関しての指導、啓発が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

東近江地域としての取組み

近江八幡市、東近江市及び竜王町にまたがる雪野山周辺では、イノシシによる深刻な農業被害が発生しており、各市町ごとに侵入防止柵の設置やわなによる捕獲をすすめているが、隣接する日野川や白鳥川を含めた一体的な対策が必要であるため、山系単位での市町を超えた研修活動をすすめていく。

また、東近江市と日野町にまたがる布引丘陵においては、複数のニホンザル群が活動しており周辺地域で大きな被害を発生させている。テレメトリー調査等の成果を効率的に活用した地域連携による追い払い対策をすすめる。

カワウについては、各市町が有害鳥獣捕獲により対応するとともに、伊崎半島での営巣活動減少を目指した捕獲活動を琵琶湖全体での生息数の状況を見ながらすすめていく。あわせて日野町の溜池周辺の営巣地の対策をすすめる。

近江八幡市

捕獲については地元猟友会に業務を委託することにより実施するとともに、狩猟免許取得者養成を図る。

農地の防護については、集落環境点検の実施や地域での学習会、侵入防止柵の設置と併せて誘因除去、緩衝帯の設置や管理等の総合的な取組みを行っていく。

外来獣については、民家地周辺での生息が多いことからその習性や対策について住民への情報提供を行っていく。

東近江市

捕獲については、被害対策実施隊(捕獲班)により区域調整、捕獲実施班(各猟友会会員)の編成、捕獲を行うとともに、啓発指導班により地域での学習会の開催等の啓発活動をすすめる。農地の防護については、防護柵の整備の積極的な推進と併せて集落環境点検、加害鳥獣の生態や習性について地域での学習会等を行い、加害鳥獣を誘引している要因を除去する取組みを行う。

また、通信追跡システムによるニホンザルの行動域調査や受信機を用いた住民による追い払い活動(追い払い犬の運用含む)の活性化、GPSシステムによるニホンジカの行動域調査等の成果を活用し、効果的な個体数調整を行う。

里山の荒廃により野生獣の生息域が農地等に接近したために被害が拡大しかつ、個体数の増加を招いていることから、緩衝帯整備と併せて里山全体の面的整備を行うことにより野生獣との棲み分けを図る。

組織的な追い払い活動や緩衝帯等の生息環境整備を行ってもなお被害を発生させるニホンザル群において個体数調整を行う。

外来獣は、主として民家地域周辺に生息しており、住民への啓発を行い、意識の高揚を図っていくとともに、捕獲や連絡体制の一元化を図っていく。

カワウについては、琵琶湖内の漁場での追い払いと、河川等における追い払い及び捕獲を行う。

日野町

捕獲については、地元猟友会の協力を得ての銃器による捕獲、また、集落におけるわな捕獲をすすめる。農業者自らが狩猟免許取得しての集落の主体的な取組みによって捕獲できる体制づくりをすすめる。

農地の防護については、侵入防止柵の整備を推進するとともに、整備後も集落において侵入防止柵の定期的な点検や必要な補修等により防護効果を維持させられるよう適正管理を促す。

鳥獣からの被害をより軽減させるため、鳥獣捕獲と農地防護にあわせて緩衝帯などの生息環境の整備も組み合わせながら総合的な対策を進める。また、集落間の連携による広域的な対策も図る。特にニホンザルについては、個体数調整にあわせて、集落ぐるみによる追い払いや未収穫物等の誘引除去、緩衝帯整備などによって、集落に寄せ付けないような対策をすすめる。

竜王町

捕獲については、地元猟友会と被害集落の農家が協力してすすめていく。

農地の防護については、防護柵の整備の推進と併せ、農地とその周辺を取り巻く集落環境点検を実施するとともに、加害鳥獣の生態や習性について地域での学習会等を行い、加害鳥獣を誘引している要因を除去する取組みを行う。

外来獣は、主に民家地周辺等に生息しており、住民への啓発を行い、意識の高揚を図っていくとともに、捕獲や連絡体制の一元化を図っていく。

ニホンザルについては、集落ぐるみによる追い払い活動を行う。

カラスについては、住民等による防止活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>近江八幡市 捕獲(銃器・わな・檻)については猟友会に業務を委託し、個体数調整及び有害鳥獣捕獲により個体数管理を実施する。 また、獣種によっては、他市町との連携を図り捕獲体制を検討する。 外来獣においては、被害の調査を実施し、その対策を検討する。</p>
<p>東近江市 市被害対策実施隊(捕獲班)により区域調整および猟友会会員による捕獲班編成を行い、個体数調整及び有害鳥獣捕獲により捕獲(銃器、わな)による個体数管理を実施する。 活動区域については、地区担当実施隊員間で調整し、地元猟友会会員を中心に行う。</p>
<p>日野町 地元猟友会による銃器捕獲を行うとともに被害集落の農業者等によるわな捕獲を行い、猟友会や集落等が連携しながら捕獲を行い、個体数調整及び有害鳥獣捕獲により捕獲による個体数管理を実施する。</p>
<p>竜王町 地元猟友会と農家(狩猟免許取得者)が連携し個体数調整及び有害鳥獣捕獲により捕獲(銃器、わな)による個体数管理を実施する。 狩猟期間においては農家(狩猟免許取得者)が自主的にわなによる捕獲を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

	年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
近江八幡市	平成26年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
	平成28年度	ハクビシン アライグマ	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲する。
東近江市	平成26年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
	平成28年度	ハクビシン アライグマ ニホンザル	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲する。 加害傾向の強い群において個体数調整を実施する。
日野町	平成26年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
	平成28年度	ハクビシン アライグマ	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲する。
竜王町	平成26年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
	平成28年度	ハクビシン アライグマ	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方

近江八幡市

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減を図れる頭数を設定した。

ニホンジカについては、被害拡大が見込まれている状況であり、わな中心の捕獲により被害の軽減を図る。

また、イノシシ、ニホンジカについては、農家等の狩猟免許取得を推進し、捕獲数の増加を見込む。

カラスは、市域全体に分布しており、特に畜舎のある地域での被害報告が多いため、被害の実態に応じ銃器による捕獲を行う。

外来獣(ハクビシン・アライグマ)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

ニホンザルについては、農作物被害及び生活環境被害が発生しているため、今後の被害状況に応じた捕獲を検討していく。

カワウについては、特に漁業被害の集中する時期に琵琶湖の漁場において集中的に捕獲を行う。

東近江市

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が平野部に拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減を図れる頭数を設定した。

ニホンザルについては、住民による追い払いや緩衝帯等の生息環境整備を実施してもなお継続的に被害を発生させる特定の群において県特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数調整のための捕獲を実施するとともに、基本的に住民による追い払い等の活動による対策を推進する。

ニホンジカについては、捕獲数が毎年増え続けているにもかかわらず被害地域が拡大する傾向にあるため、安全に捕獲できる最大の頭数を設定した。

外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

カラスについては、被害の実態に応じて捕獲を行う。

カワウについては、特に漁業被害の集中する時期に河川漁場等において集中的に捕獲を行う。

日野町

ニホンジカについては、県特定鳥獣保護管理計画に基づき可能な限りの捕獲に努める。

イノシシについては、ニホンジカと同時期に被害が発生しているため、ニホンジカの捕獲と一体的に行う。

カワウについては、特に漁業被害の集中する時期に河川漁場等において集中的に捕獲を行う。

ニホンザルについては、県特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲する。

ハクビシン・アライグマについては、被害が増加してきたため指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

竜王町

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が平野部に拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減を図れる頭数を設定した。

ニホンジカについては、県特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲する。

外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

カラスについては、被害の実態に応じて捕獲を行う。

	対象獣種	捕獲計画頭数等		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
東近江地域	イノシシ	1,220頭	1,220頭	1,400頭
	ニホンジカ	2,275頭	2,275頭	2,275頭
	ニホンザル	187頭	187頭	187頭
	ハクビシン アライグマ	130頭	130頭	270頭
	カラス	770羽	770羽	770羽
	カワウ	420羽	420羽	420羽
近江八幡市	イノシシ	170頭	170頭	200頭
	ニホンジカ	15頭	15頭	15頭
	ハクビシン アライグマ	20頭	20頭	50頭
	カラス	520羽	520羽	520羽
	カワウ	20羽	20羽	20羽
東近江市	イノシシ	800頭	800頭	800頭
	ニホンジカ	1,700頭	1,700頭	1,700頭
	ニホンザル	100頭	100頭	100頭
	ハクビシン アライグマ	30頭	30頭	100頭
	カラス	100羽	100羽	100羽
	カワウ	100羽	100羽	100羽
日野町	イノシシ	190頭	190頭	340頭
	ニホンジカ	550頭	550頭	550頭
	ニホンザル	87頭	87頭	87頭
	ハクビシン アライグマ	20頭	20頭	60頭
	カラス	50羽	50羽	50羽
	カワウ	300羽	300羽	300羽
竜王町	イノシシ	60頭	60頭	60頭
	ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
	ハクビシン アライグマ	60頭	60頭	60頭
	カラス	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取り組み内容

<p>近江八幡市</p> <p>対象区域は近江八幡市全域とし、銃器及びわなを用いて対象鳥獣の捕獲を実施する。また、イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲は通年とする。カラスについては、牛舎が集中しているエリアを中心に、随時銃器による捕獲を行う。外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。カワウについては、エリ漁における漁具に対する被害も発生しており、随時銃器による捕獲を行う。</p>
<p>東近江市</p> <p>鈴鹿山地及び山麓については、銃器およびわなを中心に捕獲を実施する。布引山系は、銃器(散弾銃等)、わなによる捕獲を実施する。それ以外の孤立山塊等については、わなによる捕獲を実施する。ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕は通年とする。生息密度の高い地域でドロップネット方式のわなによる捕獲を行う。外来獣(ハクビシン、アライグマ)については小型捕獲器により随時捕獲を行う。カワウについては、5月の鮎苗放流期から9月頃に漁業権の設定された河川内に約100羽程度が飛来するため、銃器による捕獲および花火等による追払いを実施する。</p>
<p>日野町</p> <p>対象地域は町域全体とし、ニホンジカ、イノシシについては、狩猟期間を含めた通年とする。猟友会による銃器捕獲、また、農業者等を中心とした集落ぐるみによるわな捕獲とし、相互の協力により効果的な捕獲体制をとっていく。また、大量捕獲やICT等の新たな技術による捕獲も実施する。ニホンザルについては、捕獲にあわせて、花火等による追い払いなどにより集落に寄せ付けない対策をすすめる。外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。カワウについては、銃器による捕獲および花火等による追払いを実施する。</p>
<p>竜王町</p> <p>捕獲については、わな、銃器による捕獲を行う。有害鳥獣捕獲期間は、狩猟期間を除く全期間とするが、狩猟期間においても地元猟友会の協力により捕獲をすすめる。外来獣(ハクビシン・アライグマ)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
日野町	ニホンジカ(保護管理計画に基づく個体数調整)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
近江八幡市	イノシシ ニホンジカ	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 0.5km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 0.8km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 2.0km
東近江市	イノシシ ニホンジカ	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 2.7km	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 3.0km	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 3.0km
	イノシシ	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.5km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.5km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.5km
	ニホンザル	電気柵 (3段) 3.0km	電気柵 (3段) 2.0km	電気柵 (3段) 2.0km
日野町	イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 8.6km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 3.0km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 3.0km
	ニホンザル	電気柵 (3段) 2.0km	電気柵 (3段) 1.0km	電気柵 (3段) 1.0km
竜王町	イノシシ ニホンジカ	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 1.0km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 4.0km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 4.0km

(2) その被害防止に関する取組

	年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
近 江 八 幡 市	平成26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	緩衝帯設置(里山整備)と下草刈りを推進 侵入防止柵の維持管理および検証を実施 ニホンザルについては花火等による追い払いにより対応
		イノシシ ニホンジカ ニホンザル	緩衝帯設置(里山整備)と下草刈りを推進 侵入防止柵の維持管理および検証を実施 ニホンザルについては花火等による追い払いにより対応
		イノシシ ニホンジカ ニホンザル	緩衝帯設置(里山整備)と下草刈りを推進 侵入防止柵の維持管理および検証を実施 ニホンザルについては花火等による追い払いにより対応
東 近 江 市	平成26年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進、家畜放牧継続
		ニホンザル	緩衝帯設置及び移動経路遮断のための伐採を実施 地域ぐるみでの組織的かつ継続的な追い払いによってもなお被害を発生させている群について個体数調整を実施
		カワウ	銃器捕獲及び花火等による追い払いを実施
	平成27年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進、家畜放牧継続
		ニホンザル	緩衝帯設置及び移動経路遮断のための伐採を実施 地域ぐるみでの組織的かつ継続的な追い払いによってもなお被害を発生させている群について個体数調整を実施
		カワウ	銃器捕獲及び花火等による追い払いを実施
	平成28年度	イノシシ ニホンジカ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進、家畜放牧継続
		ニホンザル	緩衝帯設置及び移動経路遮断のための伐採を実施 地域ぐるみでの組織的かつ継続的な追い払いによってもなお被害を発生させている群について個体数調整を実施
		カワウ	銃器捕獲及び花火等による追い払いを実施
日 野 町	平成26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	被害対象地区住民への啓発活動や研修会等の開催 モデル地区での集落ぐるみでの対策の実施と検証 緩衝帯の整備等による生息域の管理対策
		イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	被害対象地区住民への啓発活動や研修会等の開催 モデル地区での集落ぐるみでの対策の実施と検証 緩衝帯の整備等による生息域の管理対策
		イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 モデル地区での集落ぐるみでの対策の実施と検証 里山整備による生息地対策

竜 王 町	平成26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の無維持管理および管理指導
	平成27年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の無維持管理および管理指導
	平成28年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の無維持管理および管理指導

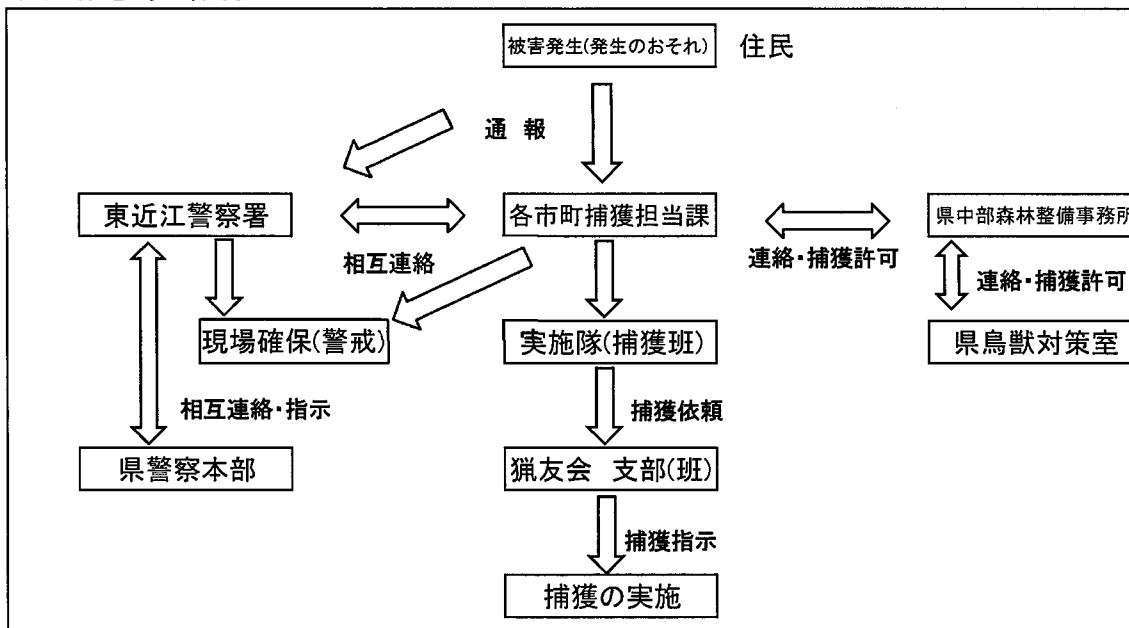
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る障害が生じ、または生じるおそれがある場合の

対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
滋賀県中部森林整備事務所	許認可関係の対応
滋賀県東近江警察署 生活安全課	各関係機関への連絡及び現場確保
各市町 捕獲担当課	関係機関への連絡及び捕獲等の依頼
被害対策実施隊(捕獲班)	捕獲体制の連絡及び実施
滋賀県猟友会 支部(班)	捕獲の実施

(2) 緊急時の体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

東近江地域	協議会の名称	東近江地域鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役 割
	近江八幡市獣害対策協議会	集落、農家への普及啓発 協議会の運営、対策の計画及び実施 漁業者への普及啓発
	東近江市野生動物保護管理対策協議会	
	日野町有害鳥獣被害対策協議会	
	竜王町有害鳥獣対策協議会	
	滋賀県漁業協同組合連合会	
滋賀県農政水産部水産課		
近江八幡市	協議会の名称	近江八幡市獣害対策協議会
	被害集落代表者 (馬淵学区・島学区・南津田町・安土町)	被害調査、集落への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東近江支所	農業者への普及啓発
	グリーン近江農業協同組合市内各支所	農業者への普及啓発
	近江八幡市農業委員会	農業者への普及啓発
	滋賀県猟友会八幡支部	団体数調査、有害捕獲の実施
	滋賀県猟友会八日市支部	
	鳥獣保護員	鳥獣保護面での調整
	市内生産森林組合	防除対策の指導、施工、被害調査
	近江八幡市市民部環境課	生活環境被害における対策の実施
	近江八幡市産業経済部農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
東近江市	協議会の名称	東近江市野生動物保護管理対策協議会
	東近江市産業振興部農林水産課	協議会の運営、対策の計画及び実施
	東近江市農業委員会	農業者への普及啓発
	市内4農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東近江・愛知支所	防除対策の指導、情報提供
	市内2森林組合	防除対策の指導、施工、被害等調査
	市内3漁業協同組合	漁業者への普及啓発
	被害防止実施隊(捕獲班) 市内6猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	日野町	協議会の名称
滋賀中央森林組合 日野事業所		防除対策の指導、施工、被害等調査
滋賀県農業共済組合 東近江支所		防除対策の指導、情報提供
日野町猟友会		個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
グリーン近江農業協同組合		農業者への普及啓発
日野町農業委員会		農業技術の検証 有害鳥獣対策、施策を関係機関に建議等の実施
有害鳥獣被害地区代表		被害防除の実施お詫び普及啓発 集落・農地周辺の管理の実施 モニタリングの記録
日野町農林課		協議会の運営、対策の計画及び実施
竜王町	協議会の名称	竜王町有害鳥獣対策協議会
	グリーン近江農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東近江支所	防除対策の指導、情報提供
	竜王町猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	竜王町農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
	有害鳥獣被害地区代表	集落ぐるみの総合的な取組の推進・実践

(2) 関係機関に関する事項

	関係機関の名称	役割
東近江地域	滋賀県東近江農業農村振興事務所	調査実施、柵設置指導、研修等開催の助言 関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	東近江地域農業センター	関係機関との調整、情報提供
近江八幡市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
東近江市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県立大学 環境生態学科	調査、事業執行の指導助言
	(株)野生動物保護管理事務所 関西分室	調査実施、事業執行の指導助言
日野町	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	獣美恵堂	捕獲されたシカ肉の有効活用
竜王町	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>近江八幡市</p> <p>被害対策実施隊とし、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当市職員を指名する。 被害防止啓発指導、地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導、侵入防止柵の設置指導、民家地域における外来獣の捕獲等を行う。</p>
<p>東近江市</p> <p>被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当市職員の指名と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整を行う地域担当(狩猟者)を任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止啓発指導 <p>地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導 住民施工による侵入防止フェンスの設置指導等 民家地域における外来獣の捕獲等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班 <p>市内7地区における捕獲の区域調整や隣接地区との共同捕獲の計画 有害捕獲従事者による捕獲班を編成し捕獲の指揮監督 有害捕獲及び個体数調整の実施</p>
<p>日野町</p> <p>被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導、生息調査等を行う担当市職員及び協議会職員の指名と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整、技術指導等を行う地域担当(狩猟者)を任命する。</p>
<p>竜王町</p> <p>被害対策実施隊とし、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当町職員の指名と、主に地元猟友会と協力して捕獲を行う民間の狩猟免許取得者を任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止啓発指導 <p>地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導 住民施工による侵入防止柵の設置指導等 民家地域における外来獣の捕獲等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲担当 <p>有害捕獲従事者として捕獲</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近江八幡市

農地の侵入防止柵は被害地区の農事改良組合・農業組合等が設置する。
緩衝帯の設置のための里山等の整備は地元地区、協議会等が実施するよう努力する。

東近江市

農地の侵入防止柵は被害地区の農業組合等が設置する。
野生獣の拡散を防止するために、山地からの移動制限柵は協議会が設置する。
緩衝帯の設置のための里山等の整備は地元地区、協議会が実施する。

日野町

町有害鳥獣被害対策協議会が中心になり、野生獣の習性調査・研修会等を実施し、被害集落において集落ぐるみで対策を実施できるよう支援する。
また、町全体が対策に対する理解を深めてもらえるように広報等を通じて情報提供を行う。

竜王町

農地等の侵入防止柵は、被害地区の生産組合等が設置する。
緩衝帯の設置のための里山等の整備は地元地区、協議会が実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

近江八幡市

活用できるものについては捕獲した猟友会等により有効活用を図る。活用不能なものについては捕獲現場等で適切に埋設処理、又は市施設において焼却処分、民間業者への処理委託を行う。

東近江市

活用できるものについては捕獲した猟友会等により有効活用を図る。活用不能なものについては捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

日野町

活用できるものについては捕獲した猟友会等により有効活用を図る。活用不能なものについては捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

竜王町

活用できるものについては捕獲した猟友会等により有効活用を図る。活用不能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近江八幡市

ニホンザルへの対策として、サル鉄砲等を用いた住民による追い払い等の活動を推進する。
また、広域連携で対策を実施するため、狩猟の担い手育成として広域的にわな等の講習会を開催する。

東近江市

ニホンザルへの対策として、被害地域において対策組織の組織化と集落環境点検、また、その結果に基づく被害対策実施計画の策定、ロケット花火等を用いた住民による追い払い活動を推進するとともに、サル追い払い犬(モンキードッグ)の育成・運用実施する。

日野町

各集落での侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備、または計画中の地区への働きかけ、集落の環境点検を促すなど、集落ぐるみによる被害防止を協議会が支援する。

竜王町

ニホンザルへの対策として、被害地域において対策組織の組織化と集落環境点検、また、その結果に基づく被害対策実施計画の策定、ロケット花火等を用いた住民による追い払い活動を実施していく。